

**「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について
(韓国向けの輸出管理制度の見直し)**

1. 背景・概要

今般、輸出貿易管理令の改正により大韓民国が同政令別表3の国・地域に追加されることとなった。それに伴い、本通達では、「り地域」を廃止し、大韓民国を「い地域①」に追加することとする改正を行う。

2. スケジュール

令和5年7月21日(金)より適用を開始。

3. 改正の対象

- ・「輸出貿易管理令の運用について」
(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)

- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」
(平成4年12月21日付け4貿局第492号・輸出注意事項2022第24号)

- ・「包括許可取扱要領」
(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

- ・「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」
(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号)

(以上)